

平成30年
2018年

台灣在留邦人安全の手引き

公益財団法人 日本台湾交流協会台北事務所
高雄事務所
(協力) 台湾日本人会安全対策委員会

台湾在留邦人安全の手引き

目 次

第1 はじめに

1. はじめに	2
2. 海外生活における安全対策上の基本的心構え	2

第2 防犯の手引き

1. 侵入窃盗に対する防犯	3
2. 強盗・傷害に対する防犯	4
3. その他の窃盗（ひったくり、スリ、置き引き等）に対する防犯	5
4. 性犯罪に対する防犯	7
5. タクシー利用時の留意事項	8
6. 誘拐事件に対する防犯	9
7. 詐欺事件に対する防犯	10
8. 携帯電話等への不正アクセス事案に対する防犯	11
9. 交通事故対策	13
10. その他のトラブル	16
11. 事件、事故、急病の際の措置	19

第3 緊急事態への備えと対応

1. 平素からの対応	21
(1) 旅券のチェック	
(2) 現金、貴金属、預金通帳、クレジットカード等の準備	
(3) 生活物資等の準備	
(4) 連絡網等の確立	
(5) 家族内での検討	
(6) 家具類の転倒・落下防止策	
(7) 感染症対策	
(8) 大気汚染対策	
2. 緊急事態発生時の対応	26
(1) 情報の入手	
(2) 安否確認等の実施	
(3) 避難・退避の実施	

第4 おわりに

1. 交流協会からのお願い	34
2. 外国人関係機関連絡先一覧表	35
3. 医療機関情報	38
4. 日本語可能な弁護士が在籍する法律事務所リスト	44

第1 はじめに

1. はじめに

当地の治安は世界的に見て概ね良好と言えますが、日本と比較すると犯罪の発生率は依然として高く、日本とは様々な面で事情が異なるため、日本での生活に慣れ親しんだ邦人が予想もしない事件や事故に巻き込まれるケースも発生しています。

その上、ひとたび事件・事故に巻き込まれると、言語、補償、制度等の問題から想像を絶するような不利を余儀なくされます。

このため、皆様各自が日頃から安全に関する十分な「知識」と、ここは海外であるという「意識」を持ち、必要な安全対策を講じていただくことが何よりも大切です。

この小冊子では、こうした事件・事故・災害に関する安全対策のポイントを簡潔にまとめています。安全対策の参考にしていただき、皆様が安全で快適な生活を送ることができるよう心より願っております。

2. 海外生活における安全対策上の基本的心構え

(1) 自分と家族の安全は自分たちで守る

海外では、何よりも自分たちの安全は自分たちで守るという強い心構えが必要です。しかし、長期間現地で生活していると、安全に対して気が緩みがちになり、思わぬ被害に遭うことがあります。家族全員、会社全体で安全を点検・訓練する機会を定期的に持つようにしましょう。

(2) 予防が最善の危機管理

家族、社員全員が無事に任期を全うして帰国できれば、その安全のための経費は最も価値のある投資と言えます。予防こそが最高かつ最重要の危機管理であることを認識し、予防のために必要な努力と経費は惜しまないようにしましょう。

(3) いざというときに備える「備えあれば憂いなし」

海外にいるときは、日本にいるとき以上の周到さで万一の事態を想定し、安全に関する情報を事前に入手し、発生した場合に被害を最小限にとどめることができるよう、各自ができる限りの安全対策を講じ、訓練を行っておきましょう。また、海外旅行保険に加入して、事故や病気に備えましょう。

(4) 精神衛生と健康管理に留意する

生活環境や習慣の異なる海外での生活では、長期間にわたって緊張を余儀なくされることが多く、精神面や肉体面の自己管理が重要です。体調に異変を感じたり、精神的に不安を覚えた際には、手遅れにならないよう早め早めの検査を受けるようにしましょう。

第2 防犯の手引き

1. 侵入窃盗に対する防犯

屋内に侵入する窃盗犯は、昼夜を問わず、留守宅を狙う傾向にあります。また、家人に発見されると居直り強盗に豹変する可能性があるなど、極めて危険性の高い犯罪です。この種の犯行を防ぐためには、家屋自体の防犯設備を強化することに加え、管理人や隣人との関係を良好に保つことが重要です。また、防犯設備を設置するに当たり、外観上見せる形にすること等で、犯人が侵入を厭厭するような環境を作ることも大切です。

過去事例

台北・天母地区の邦人宅（家人不在中）に、二重ドアの施錠部分（外側ドア1か所、内側ドア3か所）を工具と思われる物ですべて抜き取って侵入する窃盗事件が発生。本件では、家人帰宅時にドアが開いていたものの、異常を発見し管理人を呼んで再び戻ってきた際には、ドアが閉まっていた（帰宅時に犯人が室内に潜んでいた可能性あり。）。

【住居選びのポイント】

- 守衛が24時間体制で勤務する等して、出入者をチェックしている。
- アパート玄関に居住者のみ利用できる施錠装置（オートロック機能）が設置されている。
- 飲食店、会社、事務所等が入っている雑居ビルは、不特定多数の人の出入りがあるほか、飲食店がある場合は、火災等の危険もあるので避ける方が無難。
- 可能な限り裏口、避難設備があるアパートを選ぶ（緊急時の逃げ道を確保する必要がある。高層住宅の場合、緩降機等避難器具の設置も有効。）。

【自宅でのポイント】

- 鍵を紛失したり、元の居住者が合鍵を所持しているときは、ドアの錠を取り替える。
- 玄関ドアには、複数の錠を取り付ける。
- 就寝前には、施錠の有無を必ず点検する。
- 一戸建の場合は、玄関、窓等のほか、外周にも防犯装置を設置する。
- 夜間は、屋外灯を点灯し、見通しを良くしておく。
- 長期間留守にする場合には、信頼のおける知人等に郵便受けの配達物の収納や、留守時の点検を依頼し、必要に応じ、時々カーテン等を開けてもらう。
- 万一を考え、貴重品は銀行の保管箱等に預けるようにし、また、多額の現金は自宅に置かない。
- 自宅周辺を定期的に点検し、窃盗犯が「下見」した痕跡のような不自然な点がないか注意する。
- 万一、帰宅時に異常を発見した場合は、決して1人では室内に入らず、警察や守衛等に通報する（二次被害の防止）。

2. 強盗・傷害に対する防犯

強盗事件や傷害事件は、犯人がけん銃や刃物等の凶器を携帯していることが多く、場合によっては生命にも影響する極めて危険性の高い犯罪です。発生時間帯としては、深夜が多いものの、白昼に敢行されるケースもあります。また、犯人は、隙を狙って尾行や住居等への侵入を図るほか、セールスマン、工事業者、配達人等を装い、相手を油断させた後に犯行に及ぶケースもあります。

過去事例

- 1 台北市内の邦人宅で、有線テレビ料金の集金と偽って玄関ドアを開けさせ室内に入り込み、テレビを触る素振りをした後、一旦玄関を出た。その後、仲間を室内に引き込んで、折り畳みナイフのようなもので脅迫した上、電話線を切断し、現金・宝石等を強奪して逃走した。
- 2 台北市内の学校に児童を迎える際、同学校付近において、突然、男にナイフで切り付けられ、重傷を負った。

【ポイント】

- 帰宅時に、尾行・待ち伏せの有無を確認する。
- 玄関ドアの開門時に一緒に押し入るケースが多いので、周囲に十分注意する。
- 深夜に及ぶ外出は控える。
- 外出中にも、周囲に不審者がいないか十分注意する。
- 玄関ドアにのぞき穴及びドアチェーンを付け、来訪者に応対する際はドアを全開にしない。
- 予定外の来訪者には、不用意に共同ドアや玄関ドアを開けず、まず身分証の提示を求めたり、関係会社へ電話するなどして確認する。
- 自宅の門扉及び室内の施錠を強化し、いつも確実に施錠する習慣を身に付ける。
- 自宅室内の目立つ場所に、凶器として使用されるおそれのある物を置かない。
- 強盗犯に侵入された場合に備え、外に逃げられない場合の最終予防線として時間稼ぎができる避難室（一般的には施錠ができる主寝室）を決めておく。避難室にはメモ帳、筆記用具、緊急連絡先リストを常に備え、何かあった際には携帯電話を持ち込み、警察等に通報できるようにする。
- 不幸にも強盗等に対面した場合は、二次被害を防止するため、いたずらに相手を興奮させることなく、金品を渡してすぐに立ち去らせた後、事件の発生を速やかに警察に通報する。その際、可能な範囲で、犯人の人相、着衣、身体特徴、逃走方向、逃走手段等を警察に伝える（「自分や家族の命に代えてまで守らなければならないものはない」という考えが肝要。）。

3. その他の窃盗（ひったくり、スリ、置き引き等）に対する防犯

ひったくり、スリ、置き引きは、公共空間で無差別に敢行されるということもあり、皆様にとって巻き込まれる可能性が高い犯罪です。いずれも相手の隙や油断を狙って敢行されるので、注意が必要です。また、犯行形態により発生しやすい場所が異なりますので（例　ひったくり：人気のない場所、スリ：混雑するような場所）、このような点にも留意してください。

過去事例

台北松山空港内のエスカレーター上において、背後から近づいてきた中国人二人組が日本人旅行者のバッグの中から財布を窃取した。

【銀行等でのポイント】

- 銀行等で多額の現金を引き出す場合には、必ず複数人で行く。特に、女性の単独行動は避ける。
- 銀行のロビーに不審な者がいないか注意するなど、常に周囲の様子に気を配り、異常を早く察知するように心掛ける。
- 銀行を出てタクシーに乗る際には、銀行前で客待ちしているタクシーを避け、銀行から少し離れたところで流しのタクシーを拾う。
- 24時間利用できるATMもあるが、深夜の利用は避ける。

【ひったくり対策のポイント】

- バッグ類は、道路の反対側に（ショルダーバッグの場合は袈裟掛けに）携帯する。道路側に携帯すると、後方からバイク等に簡単にひったくられる可能性があるので注意する。
- 不審者に尾行されていると感じた場合、大通り等の街灯が明るく人通りの多い場所に出たり、近くの商店、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、派出所等に入って状況を確認する。状況によっては、もう一度同じことを繰り返し、それでも相手が尾行を続ける場合は、警察に通報する。
- 犯人の追跡や抵抗は、二次被害を惹起することもあるので、避ける方が賢明。

【スリ、置き引き対策のポイント】

- 混雑する場所（特に空港、台北市士林夜市等）では、バッグ類を袈裟掛けにし、体の前に抱えるようにして持つようとする。リュックサック等、背負うようなバッグは避けるか、ファスナーに鍵をかける。
- 財布や貴重品は、ズボンの後ろポケットやバッグの外側ポケットに入れない。
- レストラン等で席を離れる際には、必ずバッグ類を持ち歩くか、数人いる場合は監視役を残す。
- 空港、駅、ホテル等での手続の際は、荷物への注意が散漫となるため、特に注意する。
- できる限り大金や貴重品を持ち歩かないようとする。
- 旅券は、生命の次に重要なものという自覚を持って、肌身離さず持つようとする。

【自動車窃盗、車上狙い対策のポイント】

- 駐車する場合、人気の少ない場所は避ける。
- 短時間の駐車（停車）といえども、ドアを必ずロックする。
- ドア、ハンドル、チェンジレバー、ブレーキ等に対する防犯装置の利用は有効。
- 車両から離れる際は、車内にバッグ、荷物等を一切放置しないようとする。
- トランクといえども安全ではない。貴重品を車内に置かない。

4. 性犯罪に対する防犯

台湾では、強姦、強制わいせつ等の性犯罪の発生率が比較的高いと言えます。こうした犯罪は、統計から見ると、夜間の発生が多く、発生場所としては住宅地が半数以上を占めています。被害者の大半が若年層ですが、児童に対する性犯罪も多数発生していますので、子どもがいる方も注意する必要があります。また、マッサージ店やタクシーを利用した際に邦人女性が被害に遭うケースも発生していますので、十分御注意ください（タクシーでの被害に関しては、「5. タクシー利用時の留意事項」を御確認ください。）。

過去事例

- 1 台北市内で一人暮らしをしていた邦人女性が、深夜、見知らぬ男性に部屋に侵入され乱暴を受けた。
- 2 インターネットサイトで紹介されているマッサージ店に行ったところ、むやみに体を触られるなどの被害を受けた。
- 3 親切そうな男性にドライブに誘われたので、誘われるままドライブに行ったところ、人気のない場所に連れて行かれて、体を触られるなどの被害を受けた。

【自宅でのポイント】

- 帰宅時は、周囲に人がいないことを確認した上で、玄関ドアを解錠するようにする。解錠後は、素早く室内に入り、必ず施錠する。
 - 就寝前には、玄関等の戸締りを確認するとともに、盲点となりやすいトイレの高窓等も施錠状況を点検する。
- ※ 「2. 強盗・傷害に対する防犯」も参考としてください。

【外出時のポイント】

- 外出時は、暗い場所、辺鄙な小道、人気のない公園等は通らないようにする。
- 歩行時は、機敏に行動し、かつ警戒心を持つ（特に、不審な人物が通り過ぎるとき）。
- 夜間に歩く際には、音が鳴る笛、警報器をバッグの中に入れ、持ち歩くようにする。
- 不審者に尾行されていると感じた場合、大通り等の街灯が明るく人通りの多い場所に出たり、近くの商店、コンビニエンスストア等に入って状況を確認する。状況によっては、もう一度同じことを繰り返し、それでも相手が尾行を続ける場合は、警察に通報する。
- もし突然車両が隣に停車し、襲われそうになったら、大声で助けを呼び、車両の向きと反対方向に走って逃げる。

【マッサージ店利用時のポイント】

- ガイドブックやインターネットサイトに掲載されている店だからといって安心しない。
- 女性1人ではマッサージ店に行かない（特に夜間の時間帯）。
- 店の外観（看板がないなど）から、不審な様子を感じたら入店しない。
- マッサージのコース内容（マッサージを受けることになる体の具体的な部位）や値段を事前に確認する。
- 不審な点（着衣を必要以上に脱がせようとするなど）があれば指摘し、はっきりと拒絶の姿勢を示す。

5. タクシー利用時の留意事項

近年、タクシー利用時のトラブルとして、メーターの操作、遠回り、短近距離客の乗車拒否のほか、乗客を脅して金品を奪ったり、婦女を遠方に連れ去り暴行を加えるなどの事案が確認されています。また、運転手の中には、特に来台した客を狙って、両替と称してお金を騙し取る常習犯もおり、邦人が偽札のすり替え被害に遭うケースも発生しています。

過去事例

- 1 台北市内で深夜、邦人女性が一人でタクシーを利用したところ、タクシー運転手に暴行された。
- 2 邦人がタクシー乗車中に遠回りをされたとして運転手とトラブルになり、その運転手から殴打され重傷を負い、病院に搬送された。
- 3 タクシー車内で、日本円と台湾元の両替を持ち掛け、日本円相当額の台湾元紙幣の枚数を客に確認させた後、客の日本円と引き換えるに当たり、手品のごとく複数枚の札を抜き取り、客に手渡した。
- 4 支払い手渡した百元札が運転手に「透かしがない。これは偽札だ。」と言われ、偽札にすり替えられた後、手元に戻された。運転手に再度「別の紙幣も確認してやる。」と言われ、手渡した千元札が同様に偽札にすり替えられた。

【信頼できる安全なタクシーの見分け方】

- 汚れがひどい、車体に傷が多いタクシーは避け、きれいな車体のタクシーを選ぶ。
- 台湾のタクシーは、後部の窓ガラス及び車体の横に車両ナンバーが表示されているが、この表示のないものや表示の文字が小さいものには乗車しないようにする。
- 運転者登録証が乗客に見えるよう車内前部に置かれているが、これがないものや運転手本人と写真が違ったりするものには乗車しないようにし、乗車してしまったら、すぐに下車する。
- 車窓に不透明のフィルムが貼ってあるなど、車内が外から見えにくい場合には、乗車を避けるようにする。
- 運転手がアルコール臭かったり、服装が乱れているような場合には、乗車を避けるようにする。

【タクシー利用時のポイント】

- 女性一人でのタクシー利用は極力避けること。特に夜間は危険。
- 男性の場合でも、例えば深夜に一人で郊外へ行くような場合には、タクシーの利用を避ける。どうしても深夜に乗車する必要があり、不安を感じる場合は、最寄りの警察派出所に赴き、タクシーを呼んでもらうようにする。
- 運転の乱暴なタクシーや故意に遠回りするようなタクシーに乗車した場合には、面倒でもその場で料金を払って降車し、別のタクシーに乗り換える方が賢明。無用な口論は避けること。
- 料金が高過ぎる場合や故意に遠回りをされた場合等には、運転手の氏名や車両ナンバー等をメモしておき、降車後、直ちに警察に通報する。

6. 誘拐事件に対する防犯

誘拐は、そのほとんどが誘拐の目的に合った人物を選び、実行のために下調べを行うなど、入念に準備された上で敢行されます。台湾では年々、誘拐の発生件数は減少しており、1988年に台北市内で邦人児童に対する身の代金目的誘拐事件が発生（幸い無事に保護）して以来、邦人に対する誘拐事件は起こっていませんが、営利目的や政治目的以外にも、個々の企業内部の事情や個人のプライベートな事情で誘拐の対象となる可能性があるので、十分注意が必要です。

過去事例

- 1 不審者に女児がバイクに乗せられかかった際、邦人婦人が声を掛けたため、危うく未遂に終わった（不審に思ったら声を掛け合うことが大切。）。
- 2 邦人児童が自宅マンション前で遊んでいたところ、2人組の男が現れ児童を連れ去ろうとした（自宅前であっても子どものみで行動させないことが大切。）。

【ポイント】

- 外出の際は、服装面で目立たないよう注意し、一定の行動パターンを作らないよう心掛ける。
- 自宅や勤務先等の周辺に不審な人物や車両がないか注意するとともに、普段と異なる点（尾行、監視等のような誘拐の兆候）がないか常に注意を払う。会社内や個人間でトラブル等が発生した場合は、特に気を付ける。
- 子どもに対して、常日頃から安全対策（見知らぬ人にはついて行かないこと、外出時に行き先・帰宅時間を親に知らせること、両親不在時の注意事項等）についてよく話して聞かせる。また、助けを呼ぶ際に最低限必要な連絡先と現地語を覚えさせ、防犯ブザー等を持ち歩かせるようとする。
- 自宅の電話番号、住所等は必要最低限の人にしか教えない。
- 犯人は間違い電話を装ったり、無言電話をかけて探しを入れてくる可能性があるので、相手が名乗るまでは自分から名乗るのは避けるようにする。
- 電話機の側には、メモ帳、筆記用具、緊急連絡先リストを常に備えておく。
- 万一、脅迫電話が掛かってきた場合は、落ち着いて対処し、相手の特徴や背後の物音等に気を付け、内容とともにメモにするなどし、通話後、直ちに必要な連絡先に連絡が取れるようにする。

7. 詐欺事件に対する防犯

詐欺事件の中でも、「振り込め詐欺」は身近な犯罪と言え、邦人の被害も確認されています。こうした「振り込め詐欺」の実行犯は、あらゆる手段を用い、言葉巧みに人の弱味につけ込み騙してきます。また、新たな多種多様の手口を次々と考え出します。特に最近では、公的機関の職員（検察官、警察官等）を装い正確な個人情報（氏名、住所、居留証番号等）を示すことで、相手の警戒心を解いてから犯行に及ぶ事例が増えていますので、注意が必要です。

過去事例

- 1 邦人が、実際に衣類を購入した店の店員を名乗る相手から電話があり、「クレジットカードの精算手続を間違えたので、指示どおりにATMを操作してほしい」と言われ、ATMを操作したところ、自分の口座から相手の口座に現金が振り込まれた。
- 2 邦人が、クレジットカード会社を名乗る相手から「クレジットカードが不正使用されたので、直ちにクレジットカード引き落とし口座の預金を当社指定の口座に退避させてほしい」と言われ、ATMを操作したところ、「当社指定の口座」は詐欺集団のものであり、振り込んだ預金は不明となった。
- 3 邦人が、警察を名乗る相手から「あなたの銀行口座が悪用されている」と言われ、その後、台北法務部と名乗る相手から「調査のため、口座内の預金を法務部の口座に一時的に移し替える必要がある」と説明を受けた。その話を信じ、指定された口座に預金を振り込んだところ、振り込んだ預金は不明となった。

【主な偽装公的機関（名目）】

- 警察官、検察官、法院 （犯罪捜査名目）
- 運転免許センター （違反罰則金未払い名目）
- 衛生福利部、国民健康保険局 （健康保険カード未受領名目）
- 電力会社 （電気代未払い名目）
- 電話会社 （通話料未払い名目）
- 銀行 （預金が横領された旨の通報名目）
- 郵便局 （書留未受領名目）

【ポイント】

- 電話等で身に覚えのない要求があった場合には、その場で要求に応じることは絶対にしない。
- 金銭の請求については、必ず請求書等を確認する。
- 公的機関を名乗る者から電話等で振り込み要求があった場合には、実際の公的機関の連絡先に電話し確認する。
- ATMの操作を指示するような電話がかかってきた場合には、指示に応じない。
- 見知らぬ人に、住所、学校、会社、電話番号等の個人情報を安易に教えない。
- 商品を購入したネットショッピング等で個人情報が漏洩したとの情報が発表された場合は、特に警戒する。
- 内政部警政署の詐欺防止ホットライン（165番）に問い合わせる。

※ 詐欺防止ホットラインHP (<http://165.gov.tw/index.aspx>)

（上記HPには、最近発生した事例等も掲載されております。）

8. 携帯電話等への不正アクセス事案に対する防犯

近年、無料通話アプリやショートメッセージを悪用して、携帯電話等が不正アクセスされる事案が多発しています。

犯人は、携帯電話等に以下のようなメッセージを送信し、表示された短縮URLをクリックさせ、リンク先で不正プログラムをダウンロードさせることによりコンピュータ・ウィルスに感染させ、アカウントを乗っ取ります。アカウントを乗っ取った後は、本人になりしまし、通信事業者が提供する少額決済システム等を利用してオンライン上で不正に商品を購入するほか、友人等の携帯電話等にも同様のメッセージを送信、拡散させます。

これらの行為は、不正アクセスによって、通信事業者からの決済を確認するためのメッセージの受信が妨害されたり、本人の知らないうちに友人等に同様のメッセージが送信されるため、携帯電話等料金の請求時に多額の料金を請求されたり、メッセージの内容を不審に思った友人等から連絡を受けたりして初めて発覚するケースが多くなっています。

この種被害に遭わないためにも、次の点に注意し、個人レベルからセキュリティ対策を講じましょう。

過去に送信されたメッセージの例（出典：内政部警政署）

1 宅配業者を仮装するもの

- ・ 【黑貓宅急便】您的快遞通知單，收件簽收電子憑證 <http://goo.gl/1pV82b>
- ・ 黃〇〇先生，親愛的會員您好，您所購買的商品已送達【興貿門市】寄件代 <http://goo.gl/2qILvN>

2 オンライン決済を仮装し、取引の取消を誘引するもの

- ・ 尊敬的客戶您好(不知被害人姓名)，您的手機正在申請網路支付，如非本人操作請加載電子憑證確認取消 <http://goo.gl/r1mPMV>
- ・ 尊敬的客戶您好，您的信用卡已超出透支額度，請及時下載電子憑證查詢 <http://goo.gl/ImMNUq>

3 写真の添付を謳って、脅迫、誘惑するもの

- ・ 李〇〇到底是怎樣，你再不答應我，我就把照片曝光 <http://goo.gl/qSsDNd>
- ・ 莊〇〇上次聚會的照片，你存檔一下 <http://goo.gl/nMPkjI>

4 各種料金の請求を仮装して、クリックや取消を誘引するもの

- ・ 陳〇〇先生，您的電信本月應繳費賬單。查詢電子賬單 <http://goo.gl/JWsQqU>
- ・ 您正在申請網上支付 103 年 3 月電費共計 480 元，若非本人操作，請查看電子憑證進行取消 <http://goo.gl/58ooGF>

5 役所や銀行を仮装するもの

- ・ 您的門號有詐騙嫌疑，請到警局協助調查，案件進度查詢號。 <http://goo.gl/>
- ・ 您的民事賠償訴訟通知單。[台北地院] <http://goo.gl/>
- ・ 您好xxx女士，感謝您於06/09 10:38 持彰銀信用卡刷卡消費450元，詳情查詢 <http://goo.gl/>

【ポイント】

- 複数のアプリやサイトで同じメールアドレスやID、パスワードを利用している場合は、一つのアプリ等で不正アクセスに遭った際、他のアプリ等にも侵入される危険性があることから、それぞれ別のものに変更する。
- 少額決済システム等の機能を利用する予定がない場合は、通信事業会社にサービス停止を申し出る。
- スマートフォン等特定の端末でのみサービスを利用している場合は、その他端末からのアクセスを制限するといった設定を検討する。

- 友人等から不審なメッセージを受信した場合は、安易にクリックせず、直接友人等と話すなどして、真に本人からのメッセージであるか確認する。
- 携帯電話等料金の請求時に、通信費が以前と比べ高額になっていないか、身に覚えのない少額決済が記録されていないかなど、不正に利用された形跡がないか確認をする。
- 不正に利用された形跡があった場合は、通信事業者に連絡するとともに、内政部警政署の詐欺防止ホットライン（165番）等を通じて警察に通報する。

9. 交通事故対策

当地の運転マナーは、日本に比べると良いとは言えません。特に、多くのドライバーの意識としては歩行者よりも車両優先の傾向がありますので注意が必要です。交通ルール、習慣、交通状況が日本と異なることを理解し、細心の注意を払ってください。

また、一部の観光地には落石事故の危険性が高い場所もあることから、このような場所に行かれる方は、その危険性も十分ご認識していただき、万一の場合に備え、海外旅行保険に加入するようにしてください。

さらに、交通関連法規についても、隨時改正されますので御留意ください。最近では、2012年2月1日から、小型車（タクシーを含む。）の後部座席でのシートベルト着用が新たに義務付けられ、この義務に違反した場合、罰金の対象となります。また、2013年1月1日からは、運転手が運転中に携帯電話やスマートフォン等を手に持って操作、通話等した場合が、2015年7月1日からは、運転手が運転中にたばこを手に持ったり、吸ったり、たばこに火を付けた場合が、2017年7月1日からは、クルマのドア開閉により交通事故を発生させた場合が、それぞれ罰金の対象となっていますので、御注意ください。

【歩行時のポイント】

- 常に最悪の事態を想定し、自分自身で交通事故を回避するという意識を持ち続ける。
- 歩道を歩いていても安心しない。歩行中にバイクの音等が聞こえたら、バイクが歩道を走ってきていないかなどについて、特に注意する。
- 夜間はスピードが速い車両が多いため、歩道がない道路を通行する際や道路の横断には十分注意する。
- 道路を横断する際には必ず横断歩道を渡る。
- 横断歩道を渡る際には、青信号であっても必ず左右の安全を確認の後、横断する。また、後方から歩行者の目の前をすれすれですり抜けていく右左折車両もあるので、後方にも注意する。
- バスやタクシーのドア開閉時、降車時には、必ず後方を見て、バイクがすり抜けてこないかを確認する。
- 子どもに対して、常日頃から交通安全（道路で遊ばない、飛び出さないなど）についてよく話し聞かせる。

【運転時のポイント】

- 全般
 - ・ 車両は右側通行であり、ウィンター、ワイパー等の位置が日本と異なるので注意する。
 - ・ 飲酒運転を絶対にしない。
 - ・ 常に“防衛運転（常に最悪の状態を想定、早い意思表示、余裕を持った運転、車両整備の徹底）”に心掛ける。
 - ・ 車間距離不足による追突事故が多いので、車間距離を十分取り、急停車は避けるようにする。
 - ・ 車両は常に整備し、交通法規を遵守する（運転席、助手席、後部座席のシートベルト着用が義務付けられている。また、「12歳以下」又は「体重36kg以下」の子どもがいれば成長段階に合わせた各種チャイルドシート（乳児用、幼児用、学童用）を設置する必要がある。）。

- ・ 事故が発生した時の事実関係を証明するためにドライブレコーダーを装備することも一案。
- ・ 他車両の動き（直前の割り込み、高速でのジグザグ運転、車間距離不保持等）や、走行車線を守り、スピードの出し過ぎに注意する

○ 一般道

- ・ 信号機のない交差点では、徐行又は一旦停止し、左右の安全確認を徹底する（交差点でのバイク等の飛び出しが多く、事故の比率も高い。）。
- ・ 右左折や車線変更時にウィンカーを出さない（もしくは直前に出す）車両が極めて多いので、予測運転を心掛ける。
- ・ 交差点で、信号機が赤になった直後に、止まらずに直進等する車やオートバイが多い。
- ・ 交通量の多い交差点では、車線を守らず、しばらく直進車線から右左折する車やオートバイが散見される。
- ・ 自動車はもとより、バイクの割り込み及びドア開閉時のバイクの通行にも注意する。特に都市部において、右折時、オートバイの巻き込み事故に注意する。早めに右ウィンカーを出して、オートバイが自分の車の右側を通過できない程道路脇に寄り、直進してから右折するようとする。
- ・ 駐車可の場所に駐車していても、駐車時間により駐車料金を払わなければならない場合がある（ワイパーに料金徴収票が挟まれている場合が多く、コンビニで支払いが可能）。

○ 高速道路

- ・ センサーを活用し、区間式で料金が徴収されるため、日本と異なり料金所はない。
- ・ 一部の高速道路では、3人以上乗車していないと走行してはならない車線（HVL）がある。
- ・ 大型バス・トラックは、都市部等の一部区間を除き、追い越し車線（最も左側の車線）を走行してはならない。

【交通事故発生時の措置】

不幸にして交通事故の当事者となった場合に最も重要なことは、事故の責任を言い争うのではなく、負傷者を救護すること及び早期に警察に通報することです。

○ 二次的被害の防止

後続車による追突等の二次的被害を避けるため、警告灯や故障の標識を設置して、周囲に対し注意を促す。

○ 負傷者の救護

- ・ 警察（110番）、救急車（119番）に通報する。
- ・ 状況が許す限り、救急車が到着するまでは負傷者を動かさない。

○ 現場の保存

可能な限り車両は動かさない。やむを得ず移動させる場合や当事者双方が同意した場合は、路面にチョーク等を用いて車両の位置や進行方向を記録しておく。カメラを持っていれば、現場の状況を撮影しておく。

○ 所属会社への連絡

言語の問題、事後処理の面からも、台湾人スタッフの現場への派遣を要請する。

○ 警察の現場見分

必ず立ち会うようにし、調書等の書類に署名を求められた場合には、記載事項に誤りがないか確認した上で署名する。また、警察で事情聴取を受ける際、必ず運転免許証と車両ライセンス（汽車行車執照）の提示を求められるので、運転時には必ず携行する。事後の照会等のため、事故発生時刻と場所、警察への届け出番号を記録しておくことをお勧めする。

○ 保険会社への連絡

運転する場合には必ず自動車保険に加入しておき、事故発生の場合は所定の期日内に保険会社に通報する。

10. その他のトラブル

日本から2～3時間で、親日的な人が多いと言っても、ここは海外です。法律や規則、風俗、習慣も異なります。このため、思わぬ犯罪、トラブルに巻き込まれるケースがあります。

犯罪、トラブルに巻き込まれるケースには、被害者になる場合もあれば、犯罪者になる場合もあります。特に後者にあっては、自ら意図せず善意と思い込み行った行動、軽率な行動が犯罪に当たり、逮捕されるというケースも発生しています。

こうした犯罪、トラブルに巻き込まれないよう、台湾の法律、風俗、習慣等に関する知識をしっかりと身に付けるとともに、くれぐれも自らの軽はずみな行動、注意不足で犯罪に巻き込まれないよう十分注意してください。

過去事例

- 1 台北市内の日本人学校及びその周辺において、「殺日本人」と書かれた落書き等が発見された。事件後、犯人は「日本人に反感を持っているため犯行に及んだ」旨供述。
- 2 花蓮空港から離陸する飛行機に搭乗中の邦人が、機内から飛行場の写真を撮影しようとしたところ、乗り合わせた軍人に制止され、その後、警察に事情聴取された。
- 3 台北市内のレストランで邦人十数名が食事をして店を出ようとしたところ、鉄パイプや模造刀、ビール瓶を持った台湾人十数名に襲われ、重軽傷を負った。事件後、犯人は「日本人から罵られたと勘違いした」旨供述。

<荷物運びに関わるトラブル>

現地で知り合った者に「荷物を運んでほしい」又は「荷物を預かってきてほしい」と頼まれ、引き受けた結果、知らない間に薬物の運び屋にされていることがあります。多くの国では、薬物密輸に対して厳罰主義を採用しており、台湾でも、第一級薬物（ヘロイン、コカイン等）の密輸については、最高刑が死刑となっています。

<人の付き添いに關わるトラブル>

旅行代金を全額負担するので、外国（欧州、米国）まで「日本人の友人」を連れて行ってほしいと頼まれ、自分の意思とは関係なく偽造旅券による不法入国を手伝っていたことがあります。この場合、正規旅券を持つ者と一緒に入国手続を行うことで、審査官の警戒心を解くことを目的としています。

<航空券の譲渡に關わるトラブル>

外国で「台湾に入国し、米国行きの航空券を購入して出国手続を行った後、待合室でその航空券を指定する人物に渡してほしい」と頼まれ、結果的にその人物の不法入国を帮助していたことがあります。なお、台湾では、正規の手続を経ないで自分名義の航空券を譲渡すると「出入國及移民法」違反になります。

<空港等での写真撮影に關わるトラブル>

台湾には軍事施設が存在し、一部空港は民・軍共用の空港となっています。こうした空港では法律により写真撮影が禁止されており、罰則も設けられています。このように、軍事施設を始め、空港等保安上重要な公共施設で撮影が制限されていることがありますので、あらかじめ制限の有

無をチェックしておく必要があります。

<風俗、習慣に関するトラブル>

風俗、習慣、言語の違いから、トラブルに巻き込まれるケースがあります。特に飲酒の際の言動から、相手の怒りを買い殴打されたり、相手に誤解され、同行者数名から袋だたきにされたケースもあります。

また、台湾は一般的には親日的であると言われていますが、他方、過去の歴史認識や漁業権等の諸問題で様々な考え方を持つ人もいます。いずれにせよ、台湾において、邦人は極めて関心を持たれる存在であり、かつ、日本語を理解する人も少なくありませんので、公の場での発言には注意するなど、「節度ある行動」に努める必要があります。

<喫煙に関するトラブル>

台湾では、2009年1月からほとんどの室内及び公共の場所で全面禁煙となっており、これに違反した場合は、喫煙者に最大1万台湾元の罰金が科されることになります。喫煙される方は、喫煙マナーを守ることはもとより、日本と同じ感覚で室内で喫煙すること等がないよう、喫煙場所についても十分注意してください。

<政治運動、抗議活動等に関するトラブル>

台湾では、各種選挙や政治家等による汚職事件が発生するたびに、集会、座り込み、デモ行進等の街頭政治運動が頻繁に行われる傾向にあります。また、尖閣諸島等を巡って、一部の市民団体による日本台湾交流協会（以下「交流協会」といいます。）台北事務所や日本人学校に対する抗議活動等が行われることがあります。このような場所では群衆は興奮状態にあり、どのような行動に出るか予測がつかず、場合によっては暴力事件に発展する可能性もあります。騒動に発展すれば、部外者が巻き込まれる場合もありますので、外出時に新聞、テレビ等で最新の情報を確認し、こうした場所にはできる限り近づかないようにしましょう。

また、各種選挙活動に関して、邦人を含む外国人が政党等から招かれ参加することは、台湾の公職選挙法（公職人員選挙罷免法）第56条第4号及び同第45条各号で禁止されています（※）。仮に法律との関係で問題が生じた場合、当該外国人は、入出國及移民法第36条第2項第4号違反（目的外停留・居留）として強制退去処分を受ける可能性がありますので、御注意ください。

※ 公職人員選挙罷免法で禁止されている選挙活動

- ① 公開演説又は署名により推薦し、候補者を宣伝すること
- ② 候補者のために公開の場所でステージに立ち又は大衆の前に現れて、候補者を応援すること
- ③ 記者会見を開き又はメディアの取材を受け、候補者を宣伝すること
- ④ 宣伝物を印刷頒布、貼付し、候補者を宣伝すること
- ⑤ 標語、看板、横断幕、布等の広告物を掲げ又は立て、候補者を宣伝すること
- ⑥ 公共放送を利用し、候補者を宣伝すること
- ⑦ 候補者とデモ、集票、募金活動に参加すること

＜その他（生物、植物に関する注意事項）＞

台湾には、多種多様の生物、植物の生息が確認されており、日本では見られない珍しいものも存在します。しかし、中には、寄生虫を宿している生物や有毒植物等もあります。

例えば、台湾の公園や野原等でも生息が確認されている「アフリカマイマイ」については、寄生虫（広東住血線虫）を宿している場合があり、これが人間に寄生した場合、好酸球性髄膜脳炎という症状を引き起こし、場合によっては死に至ることもあります。這った跡に触れるだけでも寄生する場合があり、大変危険な生物と言えます。

このように、見たことがない、知識がない生物、植物に対しては、物珍しさから安易に触れたり、扱ったりすることがないよう十分注意してください。

11. 事件、事故、急病の際の措置

万一、事件、事故、急病等に遭った際には、警察への届出や医療機関での治療等を速やかに行うようにしましょう。特に、事件や事故の当事者となった場合、台湾の法律が適用され、台湾の行政・司法手続に従って解決を図る必要が出てきます。もし、言語等の面で問題があれば、所属会社や御友人にも連絡し、支援を求めることが検討してください。このため、所属会社側でも、万一に備えて安全に係るバックアップ体制を平素より構築しておくことが重要です。

また、交流協会では、被害等の状況や要望に応じて、必要な助言や支援等を行っています。特に、旅券の盗難に遭った場合は、交流協会で新規旅券等の発給手続を行うことになりますので、その際には御連絡ください。

(1) 緊急連絡先

警察 「110」

火災、救急 「119」

(注) 中国語のできない方は、下記へ電話してください。(台北市、高雄市のみ)

◎ 緊急事件・事故の場合

02-2556-6007 台北市警察局外事服務站～24時間体制

07-215-4342 高雄市警察局外事服務站～24時間体制

※ 救急車を呼んだ際の留意事項

救急車を呼んだ際には、希望する病院を指定し搬送してもらう方が望ましいため、日頃から安心して治療を受けられる病院を決めておきましょう(救急任せにすると、設備の悪い病院に運ばれることもあるようです。)。

(2) 交流協会の連絡先

● 交流協会台北事務所 台北市松山區慶城街 28 號 通泰商業大樓

電話 : 02-2713-8000(平日 9:00～17:30) (領事室内線 2100、2102)

夜間・土日祝祭日 24 時間 : 緊急電話代行サービス会社対応

HP : https://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top

● 交流協会高雄事務所 高雄市苓雅區和平一路 87 號 南和和平大樓 9 樓

電話 : 07-771-4008(平日 9:00～17:30) (領事室内線 47)

夜間・土日祝祭日 24 時間 : 緊急電話代行サービス会社対応

HP : https://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3_contents.nsf/Top

交流協会では、邦人が事件、事故に遭ったり、緊急入院した場合に、被害の状況等や要望に応じて、次のような案内、助言、支援等を行っています。

- 日本語可能な弁護士が在籍する法律事務所リストの提供
- 医療機関の情報提供
- 日本にいる御家族への連絡支援
- 現地警察等への連絡に関する助言
- 日本にいる御家族が当地に向かう場合の外務省への旅券の緊急発給要請

○ 当地で治療が不可能な場合の緊急移送に関する助言

交流協会では、様々な制約（台湾の法律との関係、交流協会の権限等）があるため、支援に関しては「できること」と「できないこと」があります。問題解決のためには、皆様各自の御尽力が前提となります。交流協会としても、皆様からの様々な相談に応じ、解決方法について一緒に考えますので、困った場合にはお気軽に御相談ください。

【できないこと】

- 病院との交渉、医療費・移送費等の各種費用負担、支払い保証、立て替え
- 犯罪の捜査、犯人の逮捕、取締り
- 釈放や減刑等の要求（適正な法手続がとられている限り、関係当局に対して特別な扱いを求めるることはできません。）
- 私的争いの仲裁、訴訟への介入
- 相手側との賠償交渉
- 通訳、翻訳（刑事・民事事案で通訳・翻訳が必要な場合には、台北・高雄事務所HPに掲載されている「日本語可能な弁護士が在籍する法律事務所リスト」等を御参照ください。）

（3）その他（タクシーに忘れ物をした場合）

遺失物は最寄りの警察派出所に届け出してください。なお、タクシー内の忘れ物は、台北市内では、警察廣播電台（警察ラジオ局）が毎日一定時間、ラジオを通じてタクシー運転手に拾得物届出の広報を行っていますので、併せて同ラジオ局にも依頼することをお勧めします。もし、タクシーの車体番号又は運転者登録番号を覚えていれば、このことも併せて届け出してください。

- 警察廣播電台（台北市中正區廣州街 17 號） 電話 02-2388-8099、0800-000-123

（4）緊急時の用語例

助けてください	救 命 呀 (じゅ みん やー)
強盗です	強 盜 (ちあん だお)
ドロボウです	有 小 偷 (いよう しあお とう)
殺人です	殺 人 (しゃー れん)
火事です	火 災 (ふお ざい)
重病人です	病 人 危 急 (びん れん うえい じー)
大怪我です	受 重 傷 (じょう じょん しゃん)
すぐ来てください	請 馬 上 来 (ちん まー しゃん らい)
私の名前は～	我 的 名 字 是～ (うお だ みん ず しい ～)
私の住所は～	我 家 (住 址) 是～ (うお ちあ (じゅうじ) しい～)
電話番号は～	電 話 號 碼 是～ (でいえんほあ はお まあ しい～)
(事故等の) 場所は～	現 場 是～ (しえん ちゃん しい ～)

※ 本書記載の発音表記は、参考程度に願います。

第3 緊急事態への備えと対応

大規模地震やテロ等の緊急事態は、いつ発生するか分かりません。特に台湾は、日本と同様、地震が多く、1999年9月にも死者2,400人を越える大規模な地震が発生しております。万一、大規模地震が発生した場合、邦人の皆様も甚大な影響を受けるおそれがあります。また、2015年に入り、イスラム過激派組織のISIL（イラク・レバントのイスラム国）を名乗る人物がシリアで行方不明となっていた日本人と見られる人物を殺害した映像がインターネット上で配信されており、最近、ISILやISILの主張に賛同していると見られる者によるテロが世界各地で発生していること等を踏まえれば、テロを含む様々な事件に巻き込まれる危険性があります。

こうした緊急事態が発生した際には、交流協会は、台湾日本人会及び台北市日本工商会等と協力して、SMS（ショート・メッセージ・サービス）やメールサービス等により邦人の皆様への迅速な情報提供や安否確認等を行いますが、何よりも重要なことは、邦人の皆様各自が日頃から事前の準備を行い、発生時に慌てず冷静に対応していただくことです。緊急事態への対応に関して、以下において簡潔にまとめてありますので、参考にしていただき、平素から準備を怠らず、発生時には落ち着いて安全に対応できるよう心掛けてください。

1. 平素からの対応

(1) 旅券のチェック

旅券は、いつでも持ち出せるようにしておいてください。また、常に残存有効期間を確認するよう心がけてください。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は、漏れなく記載しておいてください。また、下段に血液型を追記しておくと良いでしょう。

台湾当局発行の居留証についても、いつでも持ち出せる状態にしておいてください。

(2) 現金、貴金属、貯金通帳、クレジットカード等の準備

これらのものは、緊急時に旅券同様すぐ持ち出せるよう保管してください。現金は、家族全員が10日間程度生活でき、また、緊急時に国外退避のための航空券を急きょ購入できるだけの外貨及び現地通貨をあらかじめ用意しておくことをお勧めします（台湾では、1万USドル相当以内の現金の持ち出し（持ち込み）は自由ですが、それ以上になると申告が必要となります。申告せずに1万USドル相当以上の現金が発見された場合は、超過分が没収されます。なお、申告しても税金はかかりません。）。

(3) 生活物資等の準備

ア. 非常持出品の準備

両手が使えるリュックサック等に、避難時に必要となる下記のような非常持出品をまとめておき、直ちに持ち出しができるよう、目のつきやすい所に置いておきましょう。また、使用期限等を定期的に点検、交換するようにし、常に使用できるよう心掛けてください（3日分程度）。

- 食料品～携帯用飲料水、食品（缶詰、インスタント食品、ビスケット等）
- 医薬品～救急医薬品（消毒液、常備薬、ガーゼ。特にインスリンの注射等の慢性疾患用の服用中の薬がある方は、数日分は対応できるよう準備することも忘れないで下さい。）
- 衣類～衣類（セーター、ジャンパー、下着等）、履物、軍手（厚手の手袋）等

- 貴重品～旅券、現金、貴金属、預金通帳、印鑑等
- その他～携帯ラジオ、予備電池、懐中電灯、毛布、ローソク、マッチ、
雨具（防寒）、ちり紙、ウエットティッシュ、筆記用具等

イ. 非常備蓄品の準備

地震等の緊急事態が発生した後、数日間（10日分程度）自足できるよう、以下のような非常備蓄品も準備しておきましょう。

【停電に備えて】懐中電灯・ローソク（倒れにくいもの）

【ガス停止に備えて】簡易ガスこんろ・固体燃料

【断水等に備えて】飲料水（ポリ容器等に）※1人1日3リットル目安

【その他】ご飯（アルファ米）、ビスケット、板チョコ、缶詰、衣類等

ウ. その他

○ 自動車の整備

自動車は常時整備しておき、燃料も十分入れておくように心掛けてください。

○ 航空券の購入

万一、国外へ退避する必要が生じる場合に備え、可能であれば航空券を購入しておくよう心掛けてください。

（参考）

【全日空HP】<http://www.ana.co.jp/asw/wws/tw/j/>

【日本航空HP】<http://www.tw.jal.co.jp/twl/ja/>

○ 携帯電話の充電器の準備

緊急時に持ち出しを忘れないようにしてください。

（4）連絡網等の確立

ア. 連絡網の整備

地震等の緊急事態が発生した場合には、日本及び当地の人々から安否の確認が殺到することが考えられますが、災害発生直後は、当地所在の会社がそれぞれ社員及び家族又は出張者の安否を取りまとめて日本側の本社や台湾日本人会、台北市日本工商会に報告し、さらに日本の家族・関係者に連絡がなされるよう、あらかじめ体制を整えておくことが望まれます。そのためには、会社内（家族を含む。）の連絡網の整備、会社内の非常時責任者等の選定、電話が不通になった際の互いの連絡方法の確認等が必要です。また、会社内で決定した一時避難場所、退避時期を伝達する際にも、本連絡網が重要となります。連絡網は整備するのみならず、定期的に実際に使用した訓練をしておくことが必要です。

イ. 情報入手方法の確立

緊急事態が発生した場合には、正確な情報を入手することが重要です。平素から各種情報の入手先やラジオ放送の周波数等を確認するなど、有事の際の緊急情報入手方法の確立に努めてください。

なお、入手先等に関しては、「2.（1）情報の入手」を参考としてください。

ウ. 在留届の提出

旅券法第16条に基づき、海外に3か月以上滞在する場合には在留届の提出が義務付けられています。大地震等の緊急事態が発生した際に、震源地を中心に交流協会から在留邦人の方に携帯電話、メール、FAX、固定電話等により安否確認、緊急連絡等を行いますが、在留届がその基礎資料となります。ぜひ交流協会への在留届の提出をお願いします（郵便、FAX、メールでの提出も可。）。特に、種々の情報や緊急情報を配信するメールサービス及びSMS（ショート・メッセージ・サービス）を希望される方は、在留届のEメール欄、携帯電話欄（SMS欄）に必要事項を記入の上、提出願います。

エ 变更届、帰国・転出届の提出

緊急事態が発生した際には、何よりも迅速な対応が必要となるため、安否確認、緊急連絡を円滑に行えるよう、転居や帰国・転出される際には、変更届（転居・家族の追加）及び帰国・転出届を必ず提出願います。この連絡をいただけない場合、交流協会は実態が反映されていない在留届を大量に有することになるため、緊急事態の安否確認等に際し膨大かつ不効率な作業を強いられ、実際に在留しておられる邦人の皆様に対する支援に重大な支障を来しかねません。転出・帰国の連絡は、責任を持って、必ず励行してください。

※ 在留届、変更届は交流協会のホームページからも入手できます。

- 交流協会台北事務所（台北、基隆、桃園、新竹、苗栗、台中、彰化、宜蘭、花蓮、南投）
(http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/22/1A7B075EF1DFC38049257BF3002A01F6?OpenDocument)
- 交流協会高雄事務所（雲林、嘉義、台南、高雄、屏東、台東、澎湖）
(http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3_contents.nsf/22/82246D41FC9EDA69492578B2002C07D9A?OpenDocument)

（5）家族内での検討

地震等の緊急事態が発生した際に、家族が落ち着いて安全に行動できるよう、普段から以下のようなことを話し合い、あらかじめ家族内の役割分担や連絡方法を決めておきましょう。また、日中と夜間では対応が異なりますので、このことを踏まえた上で検討しましょう。

- 避難場所、避難経路（「2.（3）ア. 避難の実施」も参考としてください。）
- 幼児や高齢者の避難方法
- 家族間の連絡方法と落ち合う場所の検討
- 避難する際の各自の持出物の検討
- 非常持出袋の中身と置き場所の確認
- 救急医療品や火気等の点検

（6）家具類の転倒・落下防止策

地震等の緊急事態が発生した際に、家具の転倒や落下物でけがをしないよう、以下のような家具類の転倒・落下防止策を講じておきましょう。

- 転倒しやすい家具類は、転倒防止金具等で固定しておく。
- サイドボード、食器棚、窓等のガラスが飛散しないよう、ガラス飛散防止フィルムを張る。

- 本棚や茶ダンス等は、重い物を下の方に収納し、重心を低くする。
- 棚やタンス等の高いところには、危険な物を置かない。
- 食器棚等に収納されているガラス製品（ビン類等）が転倒したり、すべり出さないよう防止棒を設ける。

（7）感染症対策

H5N1、H7N9等、世界各地において高病原性鳥インフルエンザの人への感染例が確認されており、今後、感染力が強い強毒性の新型インフルエンザが発生し、大流行（パンデミック）する可能性も否定できません。また、台湾においては、日本脳炎、デング熱、手足口病（腸病毒）、A型肝炎、細菌性赤痢、狂犬病等にも注意する必要があります。

このため、以下の点に留意されるとともに、平素より受診に適した医療機関を把握し、テレビ・新聞報道等により最新情報の入手に努め、ワクチンの接種を含めて感染症対策を心掛けてください。

ア. インフルエンザ対策

2003年のSARSの経験を踏まえて、台湾当局では、新型インフルエンザのパンデミック発生時の行動計画を策定しており、感染防止策と感染封じ込め策で対応する予定ですが、日頃の個人レベルでの鳥インフルエンザ対策としては、生きた鳥との接触を避ける、手洗いやうがいの衛生管理に心掛ける、人混みではマスクをする、呼吸器感染症の症状が現れた場合には速やかに最寄りの医療機関にて受診するなどが挙げられます。

また、季節性インフルエンザについては、台湾の衛生福利部疾病管制署（<http://www.cdc.gov.tw>）を中心として、監視、予防、抗インフルエンザ薬の備蓄を含む医療体制の整備（約3,000か所に及ぶ医療機関）、ホットライン（1922番）の設置を含む広報等様々な分野で対策がとられています。感染状況の把握に努めるとともに、状況によりワクチン接種等も検討してください（公費対象外の人は自費負担、医療機関により異なり、約500元～1000元程度）。

イ. その他の注意すべき感染症対策

台湾には特定の風土病はありませんが、台湾中南部に限らず、広く台湾内において蚊を感染媒体とする日本脳炎やデング熱の感染例が発生しています。特にここ数年高雄市、台南市で1万人を超すデング熱の感染者が出ています。対策としては、蚊に刺されないよう、肌の露出を控えた服装を心掛ける、防虫剤を使用するなど、蚊に刺されないことが最も重要です。また、口の中、手のひら、足底や足背に水疱性の発疹ができる手足口病（腸病毒）も、子どもに限らず発症しており、特に4月～9月が流行期とされています。6月～10月には細菌性赤痢、更には季節を問わずにA型肝炎等の消化器系の感染症も発生しています。

なお、これまで台湾は狂犬病の撲滅地域とされてきましたが、2013年7月に入り、イタチアナグマが狂犬病に感染していた症例が公表され、人が噛まれる事例も発生しています。野生動物や野良犬、野良猫等に噛まれないようにすることに加え、以下の注意が必要です。

- 野生動物に触ったり、拾ったりしない。
- 野良犬や野良猫に噛まれたり、分泌物に触れた場合、直ちに病院に行き、狂犬病のワクチン接種を受ける。

- 狂犬病発生地や山間部に所在する自宅の犬や猫に狂犬病の疑似症状が現れた場合は、飼い主は、直ちに当局に通報するとともに、ワクチン接種をする。
- 自宅において飼っている犬や猫に噛まれても、狂犬病にかかるリスクは低いが、飼い主は定期的に狂犬病の予防接種を行う。
- 動物に噛まれた場合、石鹼を使用したり又はアルコール消毒をして、大量の水で傷口を洗い（15分間）、できるだけ早く病院に行く。

（8）大気汚染対策

ここ数年、中国大陸各地で深刻な大気汚染が発生しています。特に問題になっているのは「粒子状物質（PM10、PM2.5）」です。粒子状物質には、工場のばい煙、自動車の排気ガス等の人為由来、黄砂、森林火災等の自然由来のものがあります。この粒子状物質は、粒子の直径が小さくなるほど、肺の奥、更には血管へと侵入しやすくなり、問題になっているPM2.5は、直径が人の髪の毛の約40分の1という微粒子で、ぜんそく・気管支炎、肺がんや心臓疾患等を発症・悪化させ、死亡のリスクも増加させるとと言われており、高齢者や子ども、肺・心臓に疾患のある方は特に注意が必要です。

台湾においても、特に中部、南部地域等で不要不急の外出等を控えた方が良いとされる数値を記録するがありますので、テレビや新聞報道、台湾の行政院環境保護署のホームページ（<https://taqm.epa.gov.tw/taqm/tw/default.aspx>）等により、最新情報の入手に努め、大気汚染の激しい場合には、下記の対策を講じましょう。

- 不要不急の外出を控える。
- 外出時にマスクを着用する（「N95」という規格を満たしたマスクは、PM2.5を95パーセント以上遮断します。）。
- 屋内では空気清浄機等を使用する。
- 大気汚染対策が深刻な時に外出した場合は、上衣をはたいてから室内に入る。

2. 緊急事態発生時の対応

(1) 情報の入手

ア. テレビ、ラジオ等からの情報の入手

緊急事態が発生した際には、事態の状況、台湾当局の措置等に関して正確な情報を入手し、冷静に行動することが重要です。テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報を入手するよう努めてください。

なお、デマや怪情報が流れる可能性もありますので、十分注意してください。

- 台湾の新聞、ニュース
- 中央気象局HP (<http://www.cwb.gov.tw/V7/index.htm>)
- 内政部消防署HP (<http://www.nfa.gov.tw/cht/index.php>)
- 台北市防災資訊網 (<http://www.eoc.gov.taipei/EOC/>)
- 行政院衛生福利部疾病管制署HP (<http://www.cdc.gov.tw/>)
- 行政院環境保護署HP (<https://taqm.epa.gov.tw/taqm/tw/default.aspx>)
- 警察廣播電台

周波数(FM)：	台北・花蓮・台東	94.3	台北・台南・高雄	104.9
	台中	94.5	台中(中部)	105.1
	高雄	93.1	宜蘭・花蓮・台東	101.3

※ 上記地域はアンテナ局所在地になります。お近くの地域の周波数で御確認ください。

また、周波数が合わせやすいデジタル表示のラジオの使用をお勧めします。

- グーグル災害情報HP
(<https://www.google.org/crisismap/taiwan>)
- NHKワールドプレミアム、NHKワールドラジオHP
(<http://nhkworldpremium.com/index.aspx?ssl=false&c=26>)
(<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/>)

イ. 交流協会、台湾日本人会からの情報提供

交流協会では、情報収集の結果を踏まえ、SMS(ショート・メッセージ・サービス)、メールサービス、緊急ラジオ放送、インターネットを通じ、在留邦人の方や短期滞在者の方へ安全に関する「お知らせ」や「必要情報」を提供するとともに、必要に応じ、台湾日本人会、日本人学校、主要ホテルの掲示板にもその内容を貼り出します。また、台湾日本人会安全対策委員会でも、SMS、メールサービスから情報提供を行うこととなります。こうした情報提供が受けられるよう、在留届の提出、台湾日本人会への入会をお願いいたします。

- 交流協会台北事務所HP (https://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top)
- 交流協会高雄事務所HP (https://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3_contents.nsf/Top)
- 台湾日本人会、台北市日本工商会HP (<http://www.japan.org.tw/newsite/2010/nihonjinkai/>)
(<http://www.japan.org.tw/newsite/2010/koushoukai/?PHPSESSID=3c3ae71016398d6731780ac0fd24e167>)
- 台湾日本人会 高雄支部(高雄日本人会)HP (<http://www.takao-japan.com.tw/>)

なお、S M Sについては、電話会社との間で大量公告等の受信を拒否する設定をされると、緊急時を含め交流協会からの受信ができなくなりますので、御注意ください。

【掲示板設置予定場所（北部・中部）】

地区	場所	住所
台北地区	台灣日本人會事務局	台北市中正區襄陽路 9 號富邦城中大樓 7 樓
	台北日本人学校	台北市士林區中山北路六段 785 號
	台北老爺大酒店	台北市中山區中山北路二段 37-1 號
	國賓大飯店	台北市中山區中山北路二段 63 號
	晶華酒店	台北市中山區中山北路二段 39 巷 3 號
	圓山大飯店	台北市中山區中山北路四段 1 號
	華泰王子大飯店	台北市中山區林森北路 369 號
	六福客棧	台北市中山區長春路 168 號
	台北喜來登大飯店	台北市中正區忠孝東路一段 12 號
	台北凱撒大飯店	台北市中正區忠孝西路一段 38 號
	台北西華大飯店	台北市松山區民生東路三段 111 號
	兄弟飯店	台北市松山區南京東路三段 255 號
	六福皇宮	台北市松山區南京東路三段 133 號
	福華大飯店	台北市大安區仁愛路三段 160 號
新北地区	香格里拉台北遠東國際大飯店	台北市大安區敦化南路二段 201 號
	君悅大飯店	台北市信義區松壽路 2 號
桃園地区	日勝生加賀屋	台北市北投區光明路 236 號
	福容大飯店淡水漁人碼頭	新北市淡水區觀海路 83 號
新竹地区	和昇帝景飯店	新北市新店區碧潭路 77 巷 2 號
	大爵商務飯店	桃園市民權路 106 巷 3 號
	晶悅國際飯店	桃園市大興路 269 號
苗栗地区	尊爵天際大飯店	桃園市蘆竹區南崁路一段 108 號
	國賓大飯店新竹分公司	新竹市中華路二段 188 號
台中地区	三統大飯店	苗栗縣苗栗市中正路 617 號
	台中日本人學校	台中市大雅區秀山里平和南路 33 號
	全國大飯店	台中市西區館前路 57 号
	台中金典酒店	台中市西區健行路 1049 號
	長榮桂冠酒店(台中)	台中市西屯區台灣大道二段 666 號
彰化地区	通豪大飯店	台中市北區大雅路 431 號
	全台大飯店	彰化市中正路二段 668 號
南投地区	涵碧樓大飯店	南投縣魚池鄉水社村中興路 142 號
	統帥大飯店	花蓮市公園路 36 號
花蓮地区	花蓮經典假日飯店	花蓮市國聯五路 139 號
	花蓮翰品酒店	花蓮市永興路 2 號
	花蓮美侖大飯店	花蓮市林園 1 之 1 號

【揭示板設置予定場所（南部）】

地区	場所	住所
高雄地区	交流協會高雄事務所	高雄市苓雅區和平一路 87 號 9 樓
	高雄日本人会事務局	高雄市新興區文橫二路 127 巷 11 號健康家園 6 樓
	高雄日本人学校	高雄市苓雅區輔仁路 100 號中正國小
	漢來大飯店	高雄市前金區成功一路 266 號
	國賓大飯店	高雄市前金區民生二路 202 號
	華園飯店	高雄市前金區六合二路 279 號
	華王大飯店	高雄市鹽埕區五福四路 42 號
	寒軒國際大飯店	高雄市苓雅區四維三路 33 號
	君鴻國際酒店	高雄市苓雅區自強三路 1 號 37 樓-85 樓
	麗尊酒店	高雄市苓雅區五福一路 105 號
	福華大飯店	高雄市新興區七賢一路 311 號
	高雄商旅 Urban Hotel	高雄市新興區民族二路 33 號
	統茂松柏大飯店	高雄市新興區和平一路 219 號
	大都會國際飯店	高雄市三民區大昌二路 266 號
	京城大飯店	高雄市三民區九如二路 362 號
台南地区台 南地区	台南大億麗緻酒店	臺南市中西區西門路一段 660 號
	林肯飯店	臺南市中西區金華路三段 230 號
	首學大飯店	臺南市中西區康樂街 148 號
	香格里拉台南遠東國際大飯店	臺南市東區大學路西段 89 號
	台糖長榮酒店	臺南市東區中華東路三段 336 巷 1 號
	天下大飯店	臺南市北區成功路 202 號
	首相大飯店	臺南市北區公園路 128 號
	華都商務飯店	臺南市北區文賢路 1192 號
	家新大飯店	臺南市北區海安路三段 287 號
	臺邦商旅	臺南市安平區永華二街 199 號
嘉義地区	新大南科大飯店	臺南市新市區中正路 406 號
	耐斯王子大飯店	嘉義市東區忠孝路 600 號
屏東地区 (墾丁)	墾丁福華渡假飯店	屏東縣恆春鎮墾丁路 2 號
	墾丁凱撒大飯店	屏東縣恆春鎮墾丁路 6 號
雲林地区	華安大飯店	雲林縣斗六市民生路 156 號 9 樓
	太信大飯店	雲林縣斗六市太平路 7 號 7 樓-9 樓
台東地区	知本老爺大酒店	台東縣卑南鄉龍泉路 113 巷 23 號
澎湖地区	和田大飯店	澎湖縣馬公市民權路 2 號

ウ. 海外危険情報の確認

外務省ホームページの「危険情報」は、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。外務省の海外安全ホームページに掲載されております。

- 外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)

危険情報では、対象地域ごとに4つのカテゴリー（以下を参照。）による安全対策の目安が冒頭に示されます。また、本文中には危険情報を出している地域ごとの詳細な治安情勢や具体的な安全対策等のきめ細かい情報を掲載しています。

ただし、危険情報それ自体には、国民の渡航・滞在を制限するような強制力はありません。危険情報は先に記したとおり、あくまでもその国・地域の安全対策の目安を示したものです。最終的に渡航や退避の判断をするのは皆様自身になりますので、その際には、この危険情報を参考に適切な判断をしていただきたいと思います。

【4つのカテゴリー】

○ 「レベル1：十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

○ 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には、特別な注意を払うとともに、十分な安全措置をとってください。

○ 「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）。」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）

○ 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。」

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

(2) 安否確認等の実施

緊急事態が発生した際には、既存の連絡網に従い、当地所在の会社がそれぞれ、社員及び家族又は出張者の安否を取りまとめて日本側の本社や日本人会、日本工商会に報告してください。

単独滞在、短期滞在及び在留届未提出の方は、速やかにその所在を交流協会に連絡願います。また、各人から日本の家族への連絡は、事態が落ち着き電話回線の混乱が回復した後にするようにならう。自己の安否について所属会社等に連絡できない場合には、交流協会に連絡してください。

このほか、内政部消防署では、災害時に、各自で安否確認ができる「1991災害用伝言ダイヤル」のサービスを提供することとしています。このダイヤルは、日本の「171災害

用伝言ダイヤル」をモデルに設置されたもので、比較的規模の大きな災害が発生した場合に、携帯電話等から直接 1991 番にダイヤルすると、被災された方は自己の安否に関する伝言を録音することができ、家族等はその伝言を聞くことができます。詳しい手順については、下記のホームページを御参照ください。

- 内政部消防署ホームページ (<http://www.nfa.gov.tw/cht/>)

(3) 避難・退避の実施

ア. 避難の実施

事態が悪化した場合には、情勢を見極め、地方政府、ホテル又は各企業等が決めた一時避難場所や防災公園、防災任務学校（注）へ避難してください。その際には、できるだけまとまって移動するよう努めてください。また、情勢次第では、交流協会から緊急避難場所を指定する場合があります。

生命、身体、財産に危害が及んでいる又は及ぶおそれがある場合は、救急等に通報し、救護を求めるなどの措置をとってください。

なお、情勢次第では、自宅で待機することが安全なケースもあることから、軽挙妄動は慎み、テレビやラジオ等で正確な情勢の把握に努めてください。

【注：台北市における防災公園】

	公園名	行政區	位置
1	青年公園	萬華	台北市萬華區水源路199號
2	二二八和平公園	中正	台北市中正區凱達格蘭大道3號
3	大安森林公園	大安	台北市大安區新生南路以東、信義路3段以南
4	玉泉公園	大同	台北市大同區西寧北路28號
5	榮星花園公園	中山	台北市中山區民權東路3段1號
6	民權公園	松山	台北市松山區 民權國小西側
7	大湖公園	內湖	台北市內湖區成功路5段31號
8	松德公園	信義	台北市信義區松德路180巷 興雅國中東側
9	南港公園	南港	台北市南港區東新街170-1號
10	景華公園	文山	台北市文山區景興路、景華街交差点付近
11	士林官邸公園	士林	台北市士林區福林路60號
12	復興公園	北投	台北市北投區中和街200號

※ 台北市における各区別の避難場所等情報の詳細については、ホームページ「台北市防災資訊網」（<http://www.eoc.gov.taipei/EOC/>）や「グーグル防災地図」（<https://www.google.org/crisismap/taiwan>）、台湾日本人会が作成する「災害時対応マップ」等も御参照ください。

【注：台北市における防災任務学校】

行政區	学校名	防災任務				位置
		土石流時の収容	水害時の収容	地震時の収容	物資の保管のみ	
萬華區	新和國小				○	西藏路 125 巷 31 號
萬華區	龍山國中		○			南寧路 46 號
萬華區	雙園國小		○	○		莒光路 315 號
萬華區	東園國小			○	○	東園街 195 號
中正區	忠義國小		○			中華路 2 段 307 巷 17 號
中正區	弘道國中			○	○	公園路 21 號
中正區	螢橋國中		○			汀洲路 3 段 4 號
中正區	市大附小			○	○	公園路 29 號
中山區	中山國小		○			民權東路 1 段 69 號
中山區	新興國中		○	○	○	林森北路 511 號
中山區	五常國中			○	○	復興北路 430 巷 1 號
大同區	忠孝國中			○	○	西寧北路 32 號
大同區	延平國小		○			昌吉街 97 號
大同區	重慶國中		○			敦煌路 19 號
大同區	建成國中			○	○	長安西路 37 之 1 號
文山區	萬興國小		○			秀明路 2 段 114 號
文山區	景興國中		○	○	○	景興路 46 巷 2 號
文山區	景興國小			○		景華街 150 巷 21 號
大安區	民族國中		○			羅斯福路四段 113 巷 13 號
大安區	龍門國中			○	○	建國南路 2 段 269 號
大安區	大安國小		○			芳和里臥龍街 129 號
大安區	幸安國小			○	○	仁愛路 3 段 22 號
松山區	敦化國中		○			南京東路 3 段 300 號
松山區	民生國小		○			敦化北路 199 巷 18 號
松山區	民生國中			○		新東街 30 巷 1 號
松山區	民權國小				○	民權東路 4 段 200 號
松山區	中崙高中				○	八德路 4 段 101 號
松山區	三民國小			○		民權東路 5 段 1 號
信義區	興雅國中			○	○	松德路 168 巷 15 號
信義區	博愛國小			○	○	松仁路 95 巷 20 號
信義區	信義國中		○		○	松仁路 158 巷 1 號
信義區	信義國小		○			松勤街 60 號
信義區	吳興國小	○			○	松仁路 226 號
南港區	舊莊國小	○			○	舊莊街 1 段 100 號
南港區	育成高中		○			重陽路 366 號

南港區	南港國小				○	惠民街 67 號
南港區	成德國小			○		東新街 65 號
南港區	成德國中			○	○	東新街 108 巷 23 號
南港區	南港高中		○			向陽路 21 號
內湖區	康寧國小			○		星雲街 121 號
內湖區	麗湖國小		○			金湖路 363 巷 8 號
內湖區	東湖國小				○	東湖路 115 號
內湖區	麗山國小	○	○		○	港華街 100 號
內湖區	碧湖國小	○	○		○	金龍路 100 號
內湖區	大湖國小			○		大湖山莊街 170 號
士林區	社子國小		○			延平北路 6 段 308 號
士林區	福林國小		○	○	○	福志路 75 號
士林區	至善國中	○			○	至善路 2 段 360 號
士林區	溪山國小	○				至善路 3 段 199 號
士林區	士林國小	○		○	○	大東路 165 號
士林區	陽明山國小	○				仰德大道 3 段 61 號
北投區	逸仙國小	○		○	○	新民路 2 號
北投區	桃源國中		○			中央北路 4 段 48 號
北投區	新民國中	○		○	○	新民路 10 號
北投區	北投國小		○			中央北路 1 段 73 號

イ. 退避の実施

日本政府から退避勧告があった場合や、それ以前に事態が悪化し、危険が急迫している場合は、各自の判断や所属会社の判断等により、日本への帰国又は第三国への退避を検討し、可能な限り速やかに退避してください。

外務省では、原則として一般商業機が運行されている間に退避勧告を発出します。一般商業機が運行されている間に、タイミングを失せず、退避するよう努めてください。

なお、各人又は所属会社の判断により国外に退避する場合には、その旨を交流協会に御連絡いただるとともに、連絡網の前後の方への通知もするよう努めてください。万一、退避時に連絡が困難な場合には、帰国後、速やかに外務省領事局海外邦人安全課に御連絡ください。

● 外務省領事局海外邦人安全課

+81-3-3580-3311（外務省代表）

第4 おわりに

1. 交流協会からのお願い

(1) 不幸にして犯罪の被害に遭うなどした場合には、警察等に事件を通報又は相談するとともに、交流協会領事室までお知らせください。御相談に応じるとともに、今後の予防策等の検討のため参考にさせていただきます。

- 交流協会台北事務所

住所：台北市松山區慶城街 28 號 通泰商業大樓
電話：02-2713-8000 （領事室 内線 2100、2102）
HP：https://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top

- 交流協会高雄事務所

住所：高雄市苓雅區和平一路 87 號 南和和平大樓 9 樓
電話：07-771-4008 （領事室 内線 47）
HP：https://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3_contents.nsf/Top

- 台湾日本人会、台北市日本工商会

住所：台北市中正區襄陽路 9 號 富邦城中大樓 7 樓
電話：02-2361-0052
HP：<http://www.japan.org.tw/newsite/2010/nihonjinkai/>
<http://www.japan.org.tw/newsite/2010/koushoukai/?PHPSESSID=3c3ae71016398d6731780ac0fd24e167>

- 台湾日本人会 高雄支部（高雄日本人会）

住所：高雄市新興區文橫二路 127 巷 11 號 健康家園 6 樓
電話：07-241-4558
HP：<http://www.takao-japan.com.tw/>

(2) 交流協会では、種々の情報（例えば、台風情報、地震情報、感染症情報等）をメールでお知らせするサービスを行っております。緊急事態に際しては、携帯電話を通じてSMS（ショート・メッセージ・サービス）を行います。これらのサービスを御希望の方は、在留届のEメール欄、携帯電話欄（SMS欄）に必要事項を記入されるか、別途お知らせくださいますようお願いします。

なお、SMSについては、電話会社との間で大量公告等の受信を拒否する設定をされると、緊急時を含め交流協会からの受信ができなくなりますので、御注意ください。

2. 外国人関係機関連絡先一覧表

① 外国人専用ホットライン設置先（平成 29 年 12 月末現在）

組織	電話番号	備考
台北市政府警察局外事服務站	02-25566007	常駐ではないが日本語対応可のスタッフ在駐
台中市政府警察局外事科	0922-958110	外国人サービス専用回線（24 時間）
高雄市政府警察局外事服務站	07-2154342	外国人サービス専用回線（24 時間）
移民署	0800-024111	日本語対応可の相談案内（24 時間）

② 各県市警察局外事警察連絡先（平成 29 年 12 月末現在）

組織	住所	電話番号
警政署國際組	台北市中正區忠孝東路一段 7 號	0800-018111
航空警察局國際科	桃園縣大園鄉埔心村航勤北路 27 號	03-3982177
基隆港務警察總隊國際科	基隆市中正路 5-1 號	02-24206563
台中港務警察總隊國際科	台中市梧棲區中橫四路 2 號	04-26565849
花蓮港務警察總隊行政課	花蓮縣花蓮市港口路 13 號	03-8222701 (3550, 3520)
台北市政府警察局外事科	台北市中正區延平南路 96 號	02-23817494
新北市政府警察局外事科	新北市板橋區府中路 32 號	02-80725454 (2123)
宜蘭縣政府警察局外事科	宜蘭縣宜蘭市中山路二段 167 號	039-353921
花蓮縣警察局外事課	花蓮縣花蓮市府前路 21 號	038-224023
金門縣警察局行政課	金門縣金城鎮金山路 15 號	0823-25653
連江縣警察局行政課	連江縣南竿鄉介壽村 260 號	0836-25859 (2040)
基隆市警察局外事課	基隆市信二路 205 號	02-24252787
桃園市政府警察局外事科	桃園市桃園區縣府路 3 號	03-3331047
新竹縣警察局外事課	新竹縣竹北市光明六路 12 號	035-5513438
新竹市警察局外事課	新竹市中山路 1 號	035-242103
苗栗縣警察局外事科	苗栗縣苗栗市建功里府前路 2 號	037-356950
台中市政府警察局外事科	台中市西屯區文心路二段 588 號	04-23273875
南投縣政府警察局外事課	南投縣南投市南崗二路 133 號	049-2234302
彰化縣警察局外事課	彰化縣彰化市中正路二段 778 號	04-7615463
高雄港務警察總隊國際科	高雄市鼓山區蓬萊路 24 號	07-5515183
高雄市政府警察局外事科	高雄市前金區中正四路 260 號	07-2154342
台南市政府警察局外事科	臺南市新營區中正路 3 號	06-6354531
雲林縣警察局外事課	雲林縣斗六市大學路三段 100 號	05-5329033
嘉義縣警察局外事課	嘉義縣太保市祥和一路東段 3 號	05-3620220 (2880)
嘉義市警察局外事科	嘉義市中山路 195 號	05-2220772
屏東縣警察局外事科	屏東縣屏東市中正路 119 號	08-7336283
台東縣警察局外事課	台東縣台東市中山路 268 號	089-334756
澎湖縣政府警察局外事科	澎湖縣馬公市治平路 36 號	06-9278466

③ 移民署各県市服務センター連絡先（平成 30 年 1 月現在）

組織	住所	電話番號
基隆市服務站	基隆市義一路 18 號 11 樓(A 棟)	02-24281775
宜蘭縣服務站	宜蘭縣羅東鎮純精路三段 160 巷 16 號 4 樓	03-9575448
花蓮縣服務站	花蓮縣花蓮市中山路 371 號 5 樓	038-329700
台北市服務站	台北市中正區廣州街 15 號	02-23889393(3122, 3123)
新北市服務站	新北市中和區民安街 135 號 1 樓	02-82282090
桃園市服務站	桃園市桃園區縣府路 106 號 1 樓	03-3314830
新竹市服務站	新竹市中華路三段 12 號 1 樓・2 樓	03-5243517
新竹縣服務站	新竹縣竹北市三民路 133 號 1 樓	03-5514590
苗栗縣服務站	苗栗縣苗栗市中正路 1291 巷 8 號	037-322350
台中市第一服務站	台中市南屯區文心南三路 22 號 1 樓	04-24725103
台中市第二服務站	台中市豐原區中山路 280 號	04-25269777
彰化縣服務站	彰化市中山路三段 2 號 1 樓	04-7270001
南投縣服務站	南投縣南投市文昌街 87 號 1 樓	049-2200065
金門縣服務站	金門縣金城鎮西海路一段 5 號 2 樓	082-323701
連江縣服務站	連江縣(馬祖)南竿鄉福沃村 135-6 號 2 樓	0836-23741
高雄市第一服務站	高雄市前金區成功一路 436 號 1 樓・7 樓	07-2821400(查詢專線)
高雄市第二服務站	高雄市岡山區岡山路 115 號	07-6212143
臺南市第一服務站	臺南市中西區府前路二段 370 號	06-2937641
臺南市第二服務站	臺南市善化區中山路 353 號 1 樓	06-5817404
雲林縣服務站	雲林縣斗六市府前街 38 號 1 樓	05-5345971
嘉義市服務站	嘉義市東區吳鳳北路 184 號 2 樓	05-2166100
嘉義縣服務站	嘉義縣朴子市祥和二路西段 6 號 1 樓	05-3623763
屏東縣服務站	屏東縣屏東市中山路 60 號 1 樓	08-7661885
台東縣服務站	台東縣台東市長沙街 59 號	089-361631
澎湖縣服務站	澎湖縣馬公市新生路 177 號 1 樓	06-9264545

④ 気象局・消防局連絡先（平成 29 年 12 月末現在）

所 属		電 話 番 号	災 管 課 内 線 番 号
交通部気象局		02-2349-1000	地震1168、1181 台風1234
内政部消防署		02-8195-9119	6101～6147
市 消 防 局	台北市消防局	02-2729-7668	6336(災害搶救科)
	基隆市消防局	02-2430-2619	866～868, 109
	新北市消防局	02-2951-9119	6209(災害搶救科)
	新竹市消防局	03-522-9508	430～436
	台中市消防局	04-2381-1119	107
	桃園市消防局	03-337-9119	300
	台南市消防局	06-297-5119	1413(救命救急課)
	高雄市消防局	07-812-8111	3151、3153～3155、3157、3160 (救命救急課)
嘉義市消防局		05-271-6660	221～225
縣 消 防 局	新竹県	03-551-3522	301
	苗栗県	037-558-119	1315
	彰化県	04-751-2119	273、274
	南投県	049-222-5134	265、266、321、322
	宜蘭県	03-936-5027	1401、1402、1404(災害搶救科)
	花蓮県	038-462-119	6203、6204、6205
	雲林県	05-532-5707	372
	嘉義県	05-362-0233	321～325
	屏東県	08-765-5778	5502～5506 (救命救急課)
	台東県	089-322-112	2
	澎湖県	06-926-3346 06-927-9119	6693、6695 (救命救急課)

⑤ ライフライン連絡先（平成 29 年 12 月末現在）

所 属	電 話 番 号
台灣電力公司	080001911
大台北區瓦斯股份 有限公司	02-2768-4999 (代表)
	02-2767-6552 (緊急修繕)
中華電信	123/0800-080123
台灣自來水公司	02-8978-0837

3. 医療機関情報

① 日本語の通じる主なクリニック（内科、小児科）

【台北事務所管内】（平成 29 年 12 月末現在）

地域	病院名	電話番号	住所	診察時間	※1	※2
台北	柯佑民小兒科診所 (むさしのクリニック)	02-2876-6955	台北市士林區天母東路 8 巷 19 弄 5 號	月～木 9:00～12:00 16:00～20:00 金・土 9:00～12:00 18:00～20:00 日 9:00～11:00	○	
	天母英明診所	02-2874-5958	台北市士林區天母東路 69 巷 7 號	月～金 8:00～12:00 16:00～19:30 土 8:00～12:00	○	○
	天母許小兒科診所	02-2872-9367	台北市士林區天母北路 49 號 1 樓	月～土 9:00～12:00 月～金 17:00～22:00 土 18:00～22:00	○	
	蔡國仁内兒科診所	02-2751-1916	台北市大安區忠孝東路三段 217 巷 4 弄 21 號	月～金 18:00～21:00	○	
	祥欽診所	02-2781-7274	台北市大安區忠孝東路三段 217 巷 5 弄 5 號	月～金 9:00～12:00 16:00～18:00 18:30～20:30	○	
	黃文香小兒科診所	02-2731-3305	台北市大安區忠孝東路四段 250 號 2 樓之 1	月～金 8:30～11:45 18:00～20:45 水 18:00～20:45 土 9:00～11:45 14:00～16:45 日 9:00～11:45	○	○
	陳詩明醫師診所	02-2731-6530	台北市大安區忠孝東路四段 126-3 號 3 樓	月～金 9:00～12:00 14:00～18:30 土 9:00～12:00	○	○
	輝雄診所	02-2560-2586	台北市中山區吉林路 302 號	月～金 9:00～12:00 14:00～17:30 土 9:00～12:00 14:00～17:30 (土は隔週休診)	○	○
	劉雲祥診所	02-2503-6802	台北市中山區龍江路 246 號 1 樓	月～金 9:00～12:00 14:00～17:00 水 9:00～12:00	○	

	宗北内科診所	02-2541-1001	台北市中山區民生西路 24 號 2 樓	月、木 9:00~12:00 18:00~21:00 火、水、金 9:00~12:00 14:00~17:00 土 9:00~12:00 祝・祭日 9:00~12:00 (祝・祭日は電話で要予約)	○	
	劉內兒科診所	02-2760-3922	台北市松山區民生東路五段 148 號 1 樓	水、金、土 8:30~12:00 (電話により要予約) 月、金 18:30~21:30	○	
台中	東興診所	04-2259-1025	台中市南屯區大業路 508 號	月～金 9:00~12:00 15:00~20:00 (電話により要予約) 土 9:30~12:00	○	
	友彥診所	04-2313-2876	台中市西屯區西屯路二段 32-8 號	月～金 10:00~12:00 (夏) 15:00~17:00 (冬) 15:00~16:30	○	
	高診所	04-2234-1032	台中市北屯區北屯路 281 號之 2	月～金 17:00~21:00 土・日 9:00~12:00	○	○

※1 日本語が通じる医師が在籍

※2 日本語が通じるスタッフが在籍

◎受診前に確認して下さい。

【高雄事務所管内】(平成 29 年 12 月現在)

地域	病院名	電話番號	住所	診察時間	※ 1	※ 2
高雄	蔡忠雄外科診所 (内科も診察可)	07-226-5710	高雄市新興區五福二路 10 號	月～土 8:30～12:00 16:00～18:00 19:00～21:00 土・日 8:30～12:00	○	
	增田内兒科診所	07-236-3128	高雄市新興區八德一路 155 號	月～金 8:00～12:00 15:30～18:00 19:00～21:00 土 8:30～12:00	○	
	中心小兒科診所	07-349-7778	高雄市左營區新庄仔路 179-6 號	月～金 8:30～12:00 15:00～19:00 土 9:00～12:00	○	
	永明内小兒科診所	07-551-3436	高雄市鹽埕區五福四路 161 號	月～土 9:40～12:00 15:40～18:00 19:15～22:00 日 9:40～12:00 15:40～18:00	○	
	建和耳鼻喉科診所 (小兒科、内科も診察可)	07-223-1828	高雄市三民區建國一路 413-2 號	月～土 8:00～12:00 16:00～18:00 19:00～22:00	○	
	吉田耳鼻喉科診所 (曾汝潔医師)	07-211-3165	高雄市前金區自強一路 63 號	月～木 8:30～12:00	○	
	博愛蕙馨醫院婦產科 (黃麗華医師)	07-862-8880	高雄市左營區博愛二路 20 號	月 9:00～12:00 火・水 14:00～17:30 金 18:30～21:30	○	
	維格皮膚科診所 (蕭長雄医師)	07-229-1237	高雄市新興區五福一路 120 號	月～金 9:00～12:00 火 14:00～17:00 18:00～21:00	○	
	孫正信牙科診所 (孫正信医師)	07-272-6666	高雄市前金區自強二路 184 號	月～土 9:00～12:00 15:00～18:30 19:30～21:30	○	
	台灣牙科診所 (張勝利、顏惠英医師)	07-235-4202	高雄市新興區中正三路 180 號	月・火・水・土 15:00～21:30	○	
	劉精神科診所 (劉民昌医師)	07-222-9450	高雄市三民區建國一路 504 號	月～金 9:00～12:00 14:30～18:00 19:00～21:00 土 9:00～12:00	○	

※ 1 日本語が通じる医師が在籍

※ 2 日本語が通じるスタッフが在籍

◎受診前に確認して下さい。

② 邦人が利用する主な総合病院

【台北事務所管内】(平成 29 年 12 月末現在)

地域	病院名	電話番号	住所	備考
台北	台灣大學附属醫院	02-2312-3456	台北市中正區中山南路 7 號	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語が通じるボランティアが在籍(常駐ではない) (電話、ファックス又はメールにより要予約) 電話 02-2356-2900、ファックス 02-2391-0708、 メール: ntuhimsc@ntuh.gov.tw ○日本語が通じる医師が在籍 (腸胃消化内科、風疹内科、腸胃外科、歯科) ○国際医療センターHP http://www.ntuh.gov.tw/jp/default.aspx
	台安醫院	02-2771-8151	台北市松山區八德路二段 424 號	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語が通じる「国際特診センター」あり 電話 02-2776-2654 ○日本語が通じる医師が在籍 (内科、小児科、外科、骨科、皮膚科、脳・脊髄神経外科、内分泌科) ○国際特診センターHP https://www.tahsda.org.tw/jp/main.php
	馬偕紀念醫院	02-2543-3535	台北市中山區中山北路二段 92 號	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語が通じる医師が在籍 (一般外科、皮膚科、大腸直腸外科、心臓内外科、精神科、リウマチ科、家庭医学科、放射線科) ○国際医療センターHP http://www.mmh-imsc.org/ja/
	榮民總醫院	02-2871-2121	台北市北投區石牌路二段 201 號	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語が通じるボランティアが在籍(常駐ではない) (電話により要予約) 02-2871-2121 #7318、3602 ○国際医療中心 02-2875-7808 ○日本語が通じる医師が在籍 (胃腸科、新陳代謝科、眼科、神経外科、泌尿器科、牙科) ○国際医療中心センター https://wd.vghtpe.gov.tw/imsc/Fpage.action?muid=7397&fid=7728
	新光醫院	02-2833-2211	台北市士林區文昌路 95 號	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語が通じるボランティアが在籍 ○日本語が通じる医師が在籍 (小児科、胃腸肝膽科、神経科、心臓内科、内科)
	國泰綜合醫院	02-2708-2121	台北市大安區仁愛路四段 280 號	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語が通じる医師が在籍 (胃腸内科、一般外科、神経外科、胸腔外科、急診医学科) 電話 02-2325-7500 内線: 1351、1352

				○国際医療サービスHP http://www.cgh.org.tw/tw/International/JP/index.html
台中	仁愛醫院大里院區	04-2481-9900	台中市大里區東榮路 483 號	○日本語が通じる医師、職員が在籍 04-2481-9900 #12408 0928-928-403(日本語ホットライン) ○国際医療サービスセンター http://site.jah.org.tw/japanese/japanese.asp (日本語によるオンライン予約) ○日本語が通じる医師が在籍 (疼痛科)
	中山醫學大學附設醫院	04-2473-9595	台中市南區建國北路一段 110 號	○日本語が通じる医師が在籍 (神経内科、胸腔外科、牙科) ○国際医療センターHP http://web.csh.org.tw/web/csh_jp/
花蓮	衛生署花蓮醫院	03-835-8141	花蓮市中正路 600 號	○日本語が通じる医師が在籍 (月曜から金曜までの午前のみ。電話により要予約。眼科)
	基督教門諾會醫院	03-824-1234	花蓮市民權路 44 號	○日本語が通じる医師が在籍 (耳鼻喉科)

注1:上記は、邦人が利用する主な総合病院の情報を記載したものであって、当協会が推薦するものではありません。

注2:各病院の医師・スタッフの日本語レベルは、当協会において把握していませんので、御了承ください。

注3:日本語が通じる医師・ボランティアは、曜日・時間等により対応できない場合や予約が必要な場合がありますので、事前に各病院に御確認ください。

【高雄事務所管内】(平成 29 年 12 月現在)

地域	病院名	電話番号	住所	備考
台南	衛生福利部台南醫院	06-220-0055	台南市中西區中山路 125 號	○日本語が通じるボランティアが在籍
	奇美醫院	06-281-2811	台南市永康區中華路 901 號	○日本語が通じるボランティアが在籍
	成大醫院	06-235-3535	台南市北區勝利路 138 號	○日本語が通じるボランティアが在籍 (月と木の午前、水の昼間) 受診前にご確認下さい。
	郭綜合醫院	06-222-1111	台南市中西區民西路 2 段 22 號	○日本語が通じる医師が在籍 (産婦人科) ○日本語が通じるボランティアが在籍
高雄	高雄醫學大學附設中和紀念醫院	07-312-1101	高雄市三民區自由一路 100 號	○日本語が通じる医師が在籍 (泌尿器科、呼吸器内科、歯科 腎臓内科、皮膚科、消化器外科) ○日本語が通じるボランティアが在籍
	高雄長庚紀念醫院	07-731-7123	高雄市鳥松區大塊路 123 號	○国際医療センター (新設・日本語対応可) ○日本語が通じる医師が在籍 (一般内科、消化器内科、呼吸器外科、骨科、産婦人科、耳鼻咽喉科、歯科) ○日本語が通じるボランティアが在籍
	阮綜合醫院	07-335-1121	高雄市苓雅區成功一路 162 號	○日本語が通じる看護婦長が在籍 ○日本語が通じるボランティアが在籍
	聖功醫院	07-223-8153	高雄市苓雅區建國一路 352 號	○日本語が通じる医師が在籍 (家庭医療科) ○日本語が通じるボランティアが在籍
	高雄市立 大同醫院	07-291-1101	高雄市前金區中華三路 68 號	日本語が通じるボランティアが在籍
	高雄市立聯合醫院	07-555-2565	高雄市鼓山區中華一路 976 號	日本語が通じるボランティアが在籍
	高雄市立小港醫院	07-803-6783	高雄市小港區山明路 482 號	日本語が通じるボランティアが在籍

注 1 : 上記は、邦人が利用する主な医療機関の情報を記載したものであり、当協会が推薦するものではありません。

注 2 : 各医療機関の医師・スタッフの日本語レベルは当協会において把握していませんので、御了承ください。

注 3 : 日本語が通じる医師・ボランティアは曜日・時間等により対応できない場合や予約が必要な場合がありますので、事前に各医療機関に御確認ください。

4. 日本語可能な弁護士が在籍する法律事務所リスト

【台北事務所管内】(平成 29 年 12 月末現在)

事務所名	住所・電話番号	備考
黒田日本外国法律事務律師事務所	住所：台北市松江路126號3樓 電話：(02) 2581-3130 FAX：(02) 2571-3130	●担当分野 法務全般、国際法、民法、商法、建築法、会社法、独占禁止法、労働法、投資、金融取引法、製造物責任、移民法、税法、知的財産、仲裁、行政 ●HPアドレス http://www.kuroda-law.gr.jp/index.html
常在国際法律事務所	住所：台北市敦化南路一段245號8樓 電話：(02) 6638-6999, (02) 2781-4111 FAX：(02) 2721-3834, (02) 2731-5581 ●新竹分所 住所：新竹市力行一路一號3樓A6 電話：(03) 563-3999 FAX：(03) 577-9965	●担当分野 民事・刑事訴訟・仲裁等の紛争解決、債権回収、契約作成・審査、一般会社法務、労資関係、公正取引及び消費者保護、M&A、租税、投資、知的財産関連サービス等 ●HPアドレス http://www.tsartsai.com.tw/jap/
台湾国際専利法律事務所	住所：台北市南京東路二段125號7樓 電話：(02) 2507-2811 FAX：(02) 2508-3711, (02) 2506-6971	●担当分野 民事・刑事訴訟、調停、仲裁業務、知的財産に関する法務・紛争処理、著作権、会社投資、不正競争に関する法務、商標法、ライセンス契約、営業秘密、不正競争防止法等 ●HPアドレス http://www.tiplo.com.tw/jp/index.aspx
台湾通商法律事務所	住所：台北市中山北路三段54號6樓 電話：(02) 2585-2569 FAX：(02) 2595-7626	●ガイダンスが流れた後、内線#22（日本語専用） ●担当分野 ビジネス法務全般、投資、会社設立（FIA）、合併、合併/買収、商標、公正取引、労務問題、債権回収、通信販売等一般会社法務及び台湾内外での民事/刑事訴訟、仲裁（全て日本語、中国語、英語サービス可）。 ●HPアドレス http://www.thylaw.com.tw/jp/jp_index.html
萬国法律事務所	住所：台北市仁愛路三段136號13樓 電話：(02) 2755-7366 FAX：(02) 2755-6486	●ガイダンスが流れた後、内線8 ●担当分野 民事・刑事訴訟、行政救済、仲裁事件、労働法事件、製造物責任事件、海商事件、会社投資、合併・買収業務、銀行・金融及び証券業務、税務行政救済、公平交易法業務、商標・特許・著作権業務、バイオテクノロジー法律業務、BOT業務 ●HPアドレス http://www.taiwanlaw.com/jp/index.php
理律法律事務所	住所：台北市敦化北路201號7樓 電話：(02) 2715-3300	●ガイダンスが流れた後、内線2707（李弁護士） ●担当分野

	<p>FAX : (02)2713-3966</p> <p>●新竹事務所</p> <p>住所：新竹市工業東二路1號5樓</p> <p>電話：(03) 579-9911 FAX：(03) 579-7880</p>	<p>台湾国内での民事・刑事訴訟、行政訴訟、工事紛争の仲裁、知的財産権に関する法務、会社・金融法務、税務関連</p> <p>●HPアドレス</p> <p>http://www.leeandli.com/JP/</p>
常盛国際法律専利 商標連合事務所	<p>住所：台中市南区國光路81號4樓-3</p> <p>電話：(04) 2220-3993, 0932508937</p> <p>FAX : (04) 2220-4087</p>	<p>●担当分野</p> <p>台湾国内での民事・刑事訴訟、行政訴訟、工事紛争の仲裁、知的財産権に関する法務、会社・金融法務、税務関連</p> <p>●弁護士メール（江來盛）</p> <p>chiang36@ms29.hinet.net</p>

注：上記については、日本語でのサービスが提供できる可能な弁護士が在籍する法律事務所（日本語ができる弁護士又は日本語通訳を手配）の情報を記載したものであって、当協会が推薦するものではありません。依頼にあたっては、信頼性・専門性・必要とされる経費等について、直接お問い合わせの上ご自身の判断で依頼してください。このため、当協会は、本リストのご利用によって生じる如何なる問題や損害に対しても一切の責任を負うものではありませんので、あらかじめご了承ください。

【高雄事務所管内】(平成 29 年 12 月末現在)

弁護士名	事務所名	住所・電話	日本語	通訳	担当分野
陳政宏	長風法律事務所	高雄市新興区中山橫路 71 号 (07) 285-3998	○		民・刑事訴訟、家事法、企業法律顧問
郭清寶	理維國際法律事務所	高雄市前金区中正四路 235 号 8F-5 (07) 281-0909		○	民事、商法、経済法、不動産 企業経営管理、医務管理、国際投資 企業合併買収、契約、中国投資法関連
王信仁	金石国際法律事務所	高雄市前金区中正四路 235 号 3F-1 (07) 215-8070	○		民事法、刑法、行政法、 一般会社法務、知的財産権
黃致穎		高雄市前金区中正四路 235 号 3F-1 (07) 215-8070	○		民事法、刑法、行政法、 一般会社法務、知的財産権
蔡琇如		高雄市前金区中正四路 235 号 3F-1 (07) 215-8070	○		民事法、刑法、行政法、 一般会社法務、知的財産権
陳秀峯	建業法律事務所	高雄市前金区中正四路 211 号 18F-5 (07) 251-6879	○		知的財産権、商事法、労働法、日本法
蔡秋聰	政愛法律事務所	高雄市前金区大同二路 135-1 号 2F-1 (07) 281-8211		○	民事、刑事、行政、知的財産
顏嫩煥	亞太法律事務所	高雄市苓雅区海沿路 31 号 21F-3 (07) 269-5858	○		会社法務全般、労働事件、契約レビュー、 債権回収、離婚・家事、不動産・賃貸、 民・刑事件、国際企業、交通事故、特許申請・マップ、商標登録、知的財産・IT
李育昇	徳勤商務法律事務所	高雄市前鎮区成功二路 88 号 3F (07) 530-1888 (内線 8825)		○	契約、貿易、民事訴訟
張清富		高雄市前鎮区民權二路 380 号 20F-1 (07) 331-6726	○		民事、刑事、行政法全般
謝孟良	清流法律事務所	高雄市左營区正心街 116 号 13F-3 (07) 556-3557		○	民事法、家事法、不動産紛争
陳俊宏		高雄市鼓山区明誠三路 469 号 2F	○		民事、刑事、行政法全般

注：上記については、日本語でのサービスが提供できる法律事務所（日本語ができる弁護士又は日本語通訳を手配）の情報を記載したものであって、当協会が推薦するものではありません。依頼にあたっては、信頼性・専門性・必要とされる経費等について直接お問い合わせの上ご自身の判断で依頼してください。このため、当協会は、本リストのご利用によって生じる如何なる問題や損害に対しても一切の責任を負うものではありませんので、あらかじめご了承ください。